

あまがさき“未来へつなぐまちづくり”応援寄附金申込書

尼崎市 長 宛

令和 年 月 日

ご住所	〒 -		
フリガナ お名前	電 話	-	-
	メールアドレス		

※ご記入いただいた個人情報、この寄附の目的以外には使用いたしません。

次のとおり、尼崎市へ寄附をしたいので、申し込みます。

寄附金額	円
------	---

(1) 寄附金の使いみち(いずれかの□に✓点をつけてください。)

☐ 教育振興基金	☐ みんなの尼崎城基金	☐ 文化振興基金	☐ 環境基金	☐ 緑化基金	☐ 市民福祉振興基金
☐ 子ども・若者応援基金	☐ 動物愛護基金	☐ 新本庁舎建設基金	☐ 暴力団排除活動支援基金	☐ 文化財保存活用基金	☐ SDGs地域活性化基金
☐ 財政調整基金	☐ 公共施設整備保全基金	☐ 小田南公園周辺地域活性化基金			

※ いただいた寄附金のうち、返礼品を希望された方については返礼品の調達経費分を市のふるさと納税推進事業費へ充当し、残額をご希望の使いみちへ活用させていただきます。

(2) 返礼品の希望について(いずれかの□に✓点をつけてください) (3) お名前を市HPに掲載させていただくことについて

☐ 希望する	☐ 希望しない	☐ 同意する	☐ 同意しない	(いずれかの□に✓点をつけてください)
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------

(4) 返礼品を希望する場合は以下の記念品名称、記念品コース金額、個数、合計金額を記入してください。

※昨年度までと内容が変更となっている返礼品もありますのでご注意ください。

返礼品名称	返礼品コース金額		個数		合計金額	
(例) 尼崎市の●●●セット	10,000	円コース	1	個	10,000	円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
		円コース		個		円
返礼品 金額合計						円

- ◆金額合計が寄附金額を超えていないか確認ください。
- ◆但し、寄附金額以下をお選びいただいた場合は一部辞退とさせていただきます。
- ◆6品以上選択される場合は、恐れ入りますが申込用紙を2枚ご利用下さい。その際、2枚目の寄附金額欄は空白にてお願い致します。
- ◆お礼品の在庫確保は寄付の決済(支払い)完了後となります。決済完了時点の在庫状況によっては、ご希望のお礼品をお届けできない可能性がありますので、できる限りお早めのお支払いを推奨します。
- ◆尼崎市民の方からのご寄附に対しては返礼品を提供することができません。

(5) 寄附金の入金方法(いずれかの□に✓点をつけてください。)

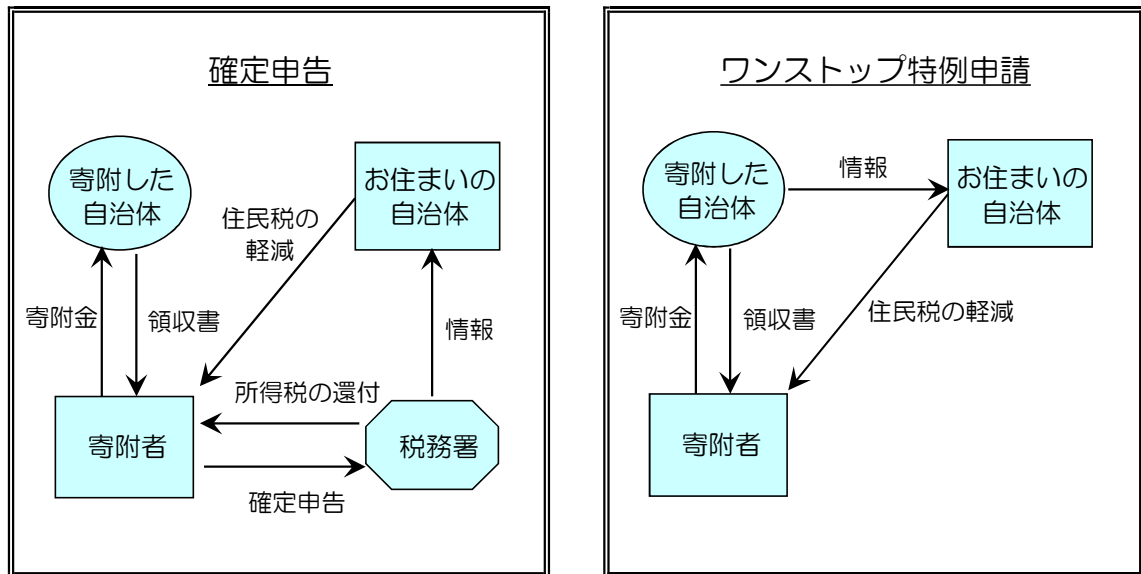
☐ 納付書払い	☐ 市への持参	☐ 現金書留(※1)	☐ 口座振込(※1、2)
--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

- ※1 現金書留、口座振込は別途手数料が必要です。 ※2 口座番号は別途お伝えいたします。
※3 寄附の完了日は、入金が完了した日付となります。その年の12月31日の翌日0時以降に寄附が完了した場合につきましては、翌年の寄附となりますのでご注意ください。

所管課 記入欄	寄附金収入日			
	令和	年	月	日

ふるさと納税による税額控除とは？

「ふるさと納税」では、寄附額のうち2,000円を超える部分について税額が控除されます。控除を受けるためには、「確定申告」または「ワンストップ特例申請」を行う必要があります。



※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を適用する場合、税金の控除はすべて住民税の軽減で行われるため、所得税の還付はありません。

ただし、「ワンストップ特例申請」を行えるのは、以下の要件にすべて該当する方のみです。

一つでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となりますのでご注意ください。

● 確定申告の義務がない方

勤め先での年末調整により、所得税が清算されている方などは確定申告の義務がありません。例えば、自営業の方、年収が2,000万円以上の方、給与収入以外に収入がある方など、確定申告の義務がある方は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附金控除以外に確定申告の必要がない方

寄附金控除のためだけに確定申告をする方が該当します。例えば、医療費控除や雑損控除など、寄附金控除以外にも年末調整を受けていない税控除を受ける場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

● 寄附先が5団体以下の方

寄附金額に関わらず、5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

上記の要件すべてに該当する方については、尼崎市からお住まいの自治体へ情報提供を行うことにより、住民税の軽減を受けることができます。

ワンストップ特例制度を適用するためには、寄附金申込書とは別に申請書を提出していただく必要があります。寄附をしていただいた後に申請書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。

なお、申込後に変更があった場合は、寄附を行った翌年1月10日までに変更届を提出していただく必要があります。